

有価証券偽造罪、 本講座のまとめ

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科 教授
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』（共著、信山社、2021年）など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

いよいよ本講座も最終回を迎えました。まず、これまでと同じく、有価証券偽造罪について条文を確認しましょう。刑法162条1項は、「行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者」を処罰していますが、偽造罪（本講座第5回、以下回数のみ示す）を参照してもらえれば、それと同様の構造といえます。例えば、設立されていない会社の代表取締役と称する者が、その会社名義の社債を作成すればこの罪に該当します（福岡高裁平成26年2月27日判決。さらに、それを交付すれば「行使罪」[同162条2項]となります）。では、**事例1**を考えてみましょう。

有価証券偽造罪

事例1 Xは、自宅のパソコンとプリンタを利用して、新幹線自由席特急回数券の表面及び裏面を複写、印刷し、駅員に「この回数券を洗濯してしまったので、交換してくれませんか」と述べて、交換するように頼み、特別補充券を受け取った。

さらに、他人名義のクレジットカード番号等を入力して、JRのウェブサイトでも新幹線自由席合計10枚の購入を申し込み、駅でそれを受け取った。

まず、新幹線自由席特急回数券は「その他の有価証券」に当たるとされます。すなわち、ここでの有価証券は、「財産権を表象した証券であって、その権利の行使または移転にその証券の占有を必要とするもの」とされており（最高裁昭和34年12月4日判決）、約束手形や小切手のような証券や乗車券・定期券も含まれるとされています（最高裁昭和32年7月25日判決。なお、テレホンカードがこれに該当するか、かつて争わ

れ、最高裁平成3年4月5日決定はこれを肯定しましたが、現在は支払用カード電磁的記録に関する罪[第7回]により処罰されます）。したがって、Xの複写・印刷行為は、権限なく有価証券を作り出していますので、有価証券偽造罪に問われます（名古屋地裁平成9年10月16日判決参照[当時は利用できたので行使罪も処罰可能。なお当該新幹線回数券は既に販売を終了しています]）。

では、新幹線自由席券の購入を申し込んだ行為はどうでしょうか。この行為では有価証券を作成していませんので、有価証券偽造罪により処罰されません。これは、第5回（事例3）で説明した私電磁的記録不正作出罪の成否の問題となります。同様の事案が問題とされた東京地裁令和4年9月6日判決は、この罪の成立を認めています（なお、議論があります）。

ここで注意を要するのは、その後に、「回数券を交換した行為」と「自由席券の受領行為」の評価です。本講座で既に説明しているように、1人の犯罪者に1つの罪しか成立しない、ということではありません。前者では、前記文言と偽造回数券を用いて駅員を欺き、錯誤に陥らせ、新幹線に乗車可能な正規の特別補充券の交付を受けましたので詐欺罪（刑法246条1項）が成立し、後者では、権限がないのにJRの駅で財物たる自由席券を奪ったと評価することで、窃盗罪（刑法235条）が成立します。

コンサートチケットの偽造や転売

この説明によれば、コンサートチケットでも同様に考えられそうです。**事例1**を修正して、

(当選した)正規のチケットと同じものを勝手に作成し、それをういて入場すれば、有価証券偽造・行使罪が成立し、また、他人のクレジットカード情報を用いて、コンサートチケットの購入を申請すれば、私電磁的記録不正作出罪が成立するのでしょうか。相談員の皆さんは、こうした行為者ではなくその被害者から相談を受けると思いますが、例えば、フリマサイト等でチケット(実は偽造)の写真が掲示され、5万円で購入(正規代金は1万円)したようなケース*では、まず詐欺罪の成否を検討してみてください。

もっとも、現在はチケット「転売」行為自体が処罰対象とされています(特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律。チケットを転売する行為を禁止し[同法3条]、それを1年以下の拘禁刑により処罰[同法9条]。大阪地裁令和2年8月27日判決など)ので、購入者側の意識が変化することでこうした被害も少なくなるでしょう。

条文と保護法益

ここからは、本講座のまとめとして、保護法益について考えてみましょう。前述のとおり、偽造罪や不正作出罪は取引にとって重要であるため、処罰の対象とされています。加えて、それを利用した詐欺罪や窃盗罪などの財産犯罪の成立が認められています。本講座で学ばれた皆さんは、条文が犯罪を構成しており、その条文を構成する要素(「欺いて」「利益」など)を実際のケースに当てはめて検討する重要性を意識できるようになったと思います。そうしますと、皆さんは刑法学の入口を越えたので、最後に、もう一歩進んでみましょう。

「刑法は、条文に規定されている処罰内容どおりに処罰するだけなのでは？」という質問を大学1年生から受けることがあります。皆さんともこれまで条文を意識してきましたが、そもそもその条文は何のために存在するのか、これを考えるのが「保護法益」の議論になります。

保護法益の分類

刑法学における保護法益は3つに分類されます。①個人的法益に対する罪、②社会的法益に対する罪、③国家的法益に対する罪です。②の典型は、公共の危険を発生させる放火罪(刑法108条以下)と第5回と今回も含めた経済取引の安全を保護する偽造罪です。これらは社会的な利益とされます(なお、第10回で扱った賭博罪等は風俗犯と呼ばれ、②とするのが判例ですが、争いがあります)。また、本講座では扱っていない③の典型は、国家の存立を脅かす内乱罪(刑法77条以下)、国家の作用を妨害する公務執行妨害罪(刑法95条)や、犯人蔵匿及び証拠隠滅罪(刑法103条以下)です。

本講座では①の中でも主に財産に対する罪を扱ってきました。詐欺罪(第2・3回)、電子計算機使用詐欺罪(第4回)、恐喝罪(第6回)や窃盗罪、横領罪、背任罪がこれに当たります。実は、強盗罪も財産に対する罪に位置づけられますが、人身も保護しています。

また、脅迫罪(第6回)は自由に対する罪とされ、逮捕・監禁罪や略取・誘拐罪もこれに当たります。人の名誉(第8・9回)も①に属します。

人の生命・身体に対する保護

さて、本講座では扱いませんでしたが、保護法益において最も価値があるのは人の生命で、それは殺人罪等により保護されています。また、人の身体も重要な利益とされており、傷害罪等により保護されています。では、**事例2**を検討することで、条文の文言の羅列だけでは無味乾燥に思える刑法典の条文構造から、人の生命がより厚く保護され、それに財産は及ばないことを浮き彫りにしてみましょう。

事例2 Xは、Aを殺すことを意図して毒物を入力し、また、B宅に侵入し金銭を奪うために特殊な道具を準備した。

Yは、間違えてCの傘を持ち帰ったのち、自動車を

* 国民生活センター 子どもサポート情報「ネット上の見知らぬ相手とのチケット取引にはリスクが伴います」(2018年8月21日)
<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support133.pdf>

運転中、前方不注視でDを^ひ轢いて大けがを負わせた。

まず、**事例2**のXは殺人を意図していますが、この時点では、殺人既遂が成立しないのはよいでしょう。刑法199条の殺人罪は「人を殺した者」を処罰しており、Aという「人」は死んでいないからです。では、殺人未遂でしょうか。未遂の条文である刑法43条は「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる」と規定しており、殺人の「実行に着手」と評価されねばなりません。Xが毒物を準備しただけでは実行に着手したといえません。

もっとも、この「実行の着手」が認められれば、すべての犯罪で「未遂」が成立するわけではありません。刑法44条は「未遂を罰する場合は、各本条で定める」としますので、「未遂を罰する」という条文がほかに必要です。

例えば、**事例2**のXが特殊な道具を用いてB宅に侵入し、金銭を探し始めますと窃盗罪の実行に着手したといえ、また、特殊詐欺のかけ子が電話をかけて欺く行為を行えば実行に着手したといえます。窃盗未遂罪も、詐欺未遂罪も、それぞれ刑法243条と刑法250条に「未遂を罰する」規定があるため、処罰されます。

皆さんが報道等で聞く犯罪には未遂が規定されているのが一般的です。不同意性交未遂罪(刑法180条)であれ、強盗未遂罪(刑法243条)であれ、同様です。逆に、未遂が処罰されていない罪もあります。例えば、名誉毀損罪や器物損壊罪には未遂を処罰する規定はありません。その理由はいろいろ考えられますが、両者ともに刑罰を科すには至らないという評価(別の制裁に委ねるなど)をした、といえます。

人の生命に対する保護と財産に対する保護の比較

「これまでの説明を踏まえると、生命を保護する殺人罪でも財産を保護する詐欺罪でも、未遂を処罰するのは同じではないか」という疑問を持った人がいるかもしれません。鋭い指摘です。

確かに、未遂だけをみれば、同じような保護にみえるでしょう。

では、違いを説明します。1つは、「殺人予備罪は処罰されるが、詐欺予備罪は処罰されない」ということです。刑法201条は「第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する」としています。すなわち、殺人未遂罪が成立するよりも前の行為を処罰対象としています。**事例2**のXは殺人予備罪により処罰されます。しかし、詐欺予備罪はありませんので、準備をしただけでは処罰されないのです。このように、未遂罪を越えて予備罪まで処罰することで、生命については保護の範囲が広がられています。

もう1つは、「殺人の故意がなくとも、過失により人が死ねば過失致死罪により処罰される(典型は業務上過失致死傷罪[刑法211条])が、過失により財産が奪われても処罰しない」ことです。**事例2**のYは、自動車運転過失致傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条)により処罰されますが、過失窃盗では処罰されません。その条文はなく、実際にも後で謝って返却することで足りるともいえます。

こうしてみると、刑法典の条文に込められている意味合いは、皆さんの感覚と似ているのではないのでしょうか。

おわりに

本講座を読まれる前は、「実際にこの行為が逮捕され処罰されるのか」という問いに対する端的な答えを欲する気持ちが強かったかもしれませんが、ただ、「実際に処罰されるのか」と「処罰されるべき行為か」は別物です(第1回)。

本講座を読まれた後、相談員の皆さんが、被害者に寄り添って、まずは「処罰されるべき行為か」という視点からこれまでに登場した条文とともに事案に向き合っ、加えて「実際に処罰されるのか」も検討されることを期待します。この連載がその一助となれば、それは私にとって、とてもありがたいことです。